

# 琉球大学教授職員会ニュース第136号

2012年6月15日 団体交渉決裂！／新歓パーティー

琉球大学教授職員会 <http://www.cc.u-ryukyu.ac.jp/~kyoshoku/>

会長：高良 鉄美（法科大学院） 副会長：新城 竜一（理学部）

事務局：中城口信号角 内線 2023 E-mail [kyoshoku@eve.u-ryukyu.ac.jp](mailto:kyoshoku@eve.u-ryukyu.ac.jp)

## 給与の大幅削減に関わる団体交渉が決裂しました。

6月12日17:00から三者連絡会と大学当局との団体交渉が行われました。三者連絡会としては、当局からの説明会がやっと終わった段階であり、削減率や代償措置も含めて今後も交渉を継続すべきで、7月1日からの給与削減実施は尚早であると主張しました。しかし、大学当局は7月1日からの実施は譲歩できず、これ以上の交渉での進展はないとして、**交渉は決裂**しました。当局は過半数代表者の意見を聞くことなく、経営協議会の議を経て就業規則を変更し、所轄の労働基準監督署長に届け出ることとなります。労基署が今回の給与削減の合理性を認めるかどうか、注視が必要です。

一方、6月8日には三者連絡会主催で「大幅給与削減に反対する抗議集会」を行いました。当日は仕事疲れの中、多数の組合員の参加がありました。集会では以下の抗議文を決議し、12日の団交時に理事へ提出しました。

### 国立大学法人の大幅な給与削減に対する抗議決議

今年2月29日、国家公務員給与を平均7・8%引き下げる臨時特例法が国会で可決された。これを受けた政府は3月に、国立大学法人や独立行政法人などの役職員にも国家公務員と同程度の給与削減を要請した。また、5月には国家公務員と同程度の給与削減相当額を算定し、国立大学法人などに拠出する運営費交付金から減額する方針を伝達した。

今回の給与削減には多くの問題点があり、これを検討せずに実施していく姿勢に対しては強い疑いの念を禁じえない。

すでに人事院勧告で0.23%の削減を求められており、今回の削減を加えると、職階によっては、10%というこれまでにない大幅削減で、とても合理性が認められない不利益変更である。公務員の労働基本権制限の代わりに勤務条件改善を検討するために人事院が設置されていることにかんがみれば、人事院勧告の趣旨は、合理的限度の削減を示すものと考えらるべきである。臨時特例法は同勧告に比して30倍以上も給与を引き下げるものであり、到底合理性があるとはいえない。

大学は、憲法23条によってその自治が保障されているが、今回の一方的な給与削減問題には、大学の自治を考慮した形跡が見られない。大学が外部から圧力を受けて、学問研究の自由が侵害されないように、大学の自治があることを想起すべきである。

国立大学が法人化されたにもかかわらず、運営費交付金を減額するという圧力によって、自律的・自主的な労使関係の中で交渉ができる環境が作られていないことは、従来の労使交渉と大きく異なり、法人化の趣旨を大きく損なうものである。文科省からの要請文においても、わざわざ「自律的・自主的な労使関係の中で」を入れただけで、理念に反することに対する免罪符のように見せている。そこを強調するのであれば、運営費交付金の減額をちらつかせて削減措置を強制するようなことはするべきでなく、真摯な労使交渉の中での歩み寄りを待つべきである。

また、国立大学法人化後の教職員団体は憲法28条の労働基本権が保障される組合になったのであるにもかかわらず

ならず、今回の運営費交付金減額を背景にした実質的に強い圧力的要請は労働組合の団体交渉権を剥奪する暴挙に等しい行為である。大学法人化後、すでに教職員は、これまでも人件費の削減に真摯に取り組み、実施してきており、現在の給与は数年前の給与の水準を大きく下回っている。運営費交付金の削減を材料に、国立大学法人の教職員の給与を大幅に引き下げようとする措置は、教職員の生活を過度に圧迫し、良好な労使関係を破壊する不当なものである。

文科省は、琉球大学に対し、削減分担額を一切示しておらず、財務省が示していないという理由に終始して、責任を転嫁し、各大学法人に総額の見えない困難な人件費設定を強要している。また秋の補正による将来的な大幅削減を示唆しているが、これはまったく根拠がなく、説明のつかない削減を要求するものである。

政府は、削減理由を震災復興財源に充てるということとしているが、きちんとその目的のために当てられるのかについても不信の念が強い。また、今回の削減問題で、2年の時限立法としているが、それが間違いなく元に戻るのか確約すべきであり、これをせずして削減を強要することに対して深い不信感を抱かざるを得ない。

琉球大学当局は、労働組合との合意書によれば、勤務条件の変更の際には説明会を開いた上で、過半数代表者を選出することになっているが、組合側が要求するまで説明会を開催する姿勢を見せていなかっただけでなく、説明会開催を組合の交渉条件として出された要求のひとつとして捉えている。これは、労使の交渉がきちんとした手続きを踏んで行われるべきという土台を揺るがすものであり、誠実交渉義務に違反するものと考えられる。

説明会の内容についても、決まっているから従ってくださいというもので、十分納得できるように、誠実に説明するという姿勢とはかけ離れており、説明責任を果たしていない。今回の代償措置として示されている休暇も、最大10%もの賃金が引き下げられる教職員に対する、代償としてはあまりにも不十分である。

学長は、大学の職場環境、給与条件、福利厚生などあらゆる面で責任を取るべきで、どのように運営するのか大学そのものに対する責任のある姿勢が見えてこない。大学の学問の府としての特殊性を踏まえ、文科省、財務省に対し、このような措置要請への抗議の意を表明すべきである。

教職員への情報提供についても、積極性や迅速性、正確性に欠け、まとまる見込みであるとの情報を聞いた者にとっては、現在でも、交渉中の大学が多数あるという事実に、驚きを隠せない。今後きちんとした情報提供と適正な手続きに基づいて説明責任を全うし、教職員の生活にかかわる重大な問題に対して誠実な交渉を行うべきである。

上記の通り決議する。

2012年6月8日

琉球大学学長 あて

給与大幅削減に抗議する緊急集会主催団体  
三者連絡会  
琉球大学教授職員会  
沖縄国公労琉大労組  
琉球大学病院労働組合

## 新歓パーティーの御案内 是非ご参加下さい。

日時：6月22日（金）18:30～ 場所：西原高台厨房まるしえ（琉大病院近く）

目的：新教授職員会会員の歓迎，新任の先生の歓迎，新旧代議員の親睦など

会費は無料です。準備がありますので、参加希望者は高良企画主任（k-takara@agr.u-ryukyu.ac.jp）へメールを下さい。

